

公益社団法人和歌山県観光連盟物品の購入等の競争入札参加者の
資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「県観光連盟」という。）が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 競争入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次に掲げる者以外の者で、資格審査をうけ、第6条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されているものとする。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によるとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審査を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、同法33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立を含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の再生計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(5) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有

- する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。
 - (7) 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）に係る徴収金を完納していること。
 - (8) 申請日現在において、1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
 - (9) 入札に参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
 - (10) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
 - (11) 次のアからカまでのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
 - イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
 - ウ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行に終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
 - エ 県内の公共機関が試行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
 - オ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
 - カ エ又はオのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

（資格審査の申請書）

第3条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書及び、次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を会長に提出するものとする。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 個人にあつては、住民票
- (3) 印鑑証明書
- (4) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- (5) 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- (6) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (7) 入札に参加を希望する業務種目の営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類
- (8) 入札に参加を希望する業務種目について1年以上の営業経験（新たにその営業を始めた者にあつては、その業務種目に類似した業務についての営業経験）があることを示す書類
- (9) 申請時に県観光連盟が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受け

ている者にあつては、その措置の終期を示す書類

(10) その他会長が必要と認める書類

- 2 前項各号に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長が特に認める場合は、資格審査のために提出すべき書類の一部を省略することができる。

(資格審査の申請先及び申請時期)

第4条 申請者は、県観光連盟に、原則として次に掲げるいずれかの期間に申請しなければならない。

(1) 毎年8月1日から8月20日まで

(2) 毎年2月1日から2月15日まで

(3) 前2号に掲げる期間のほか、会長が必要と認め別に定める期間

- 2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札の公告により入札の実施を知り得た者が、当該競争入札への参加を希望する場合は、当該一般競争入札の公告の期間内において特に会長が定める期間内に限り、資格審査の申請を行うことができる。この場合において、第3条に規定する申請書及び申請添付書類は県観光連盟に提出しなければならないものとする。
- 3 会長は、前項の資格審査の申請があった場合において、その一般競争入札の開札の日前日までに資格審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を申請者に通知して、その競争入札に参加させることができるものとする。この場合において、当該申請者が当該競争入札において、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者となったときは、資格審査が終了し入札参加の資格を有すると認められることを待って落札者とするものとする。

(申請に用いる言語等)

第5条 申請者が、資格審査の申請の際に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請事項のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請事項の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

(入札参加資格者の決定等)

第6条 会長は、第3条に規定する申請書及び申請添付書類に基づく資格審査の結果、申請者が入札参加資格を有すると認めたときは、その者の氏名又は名称その他必要な事項を競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するとともに、その旨を文書により当該申請者に通知する。

2 前項の規定による資格者名簿への登載日は、次のとおりとする。

(1) 第4条(1)の期間に提出された場合は、当該年の10月1日

(2) 第4条(2)の期間に提出された場合は、当該年の4月1日

(3) 第4条(3)に期間に提出された場合は、会長が別に定める日

3 入札参加資格がないと認めた者に対しては、その旨を文書により通知する。

4 申請者が公共機関の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、それについて不起訴若しくは無罪の判決が確定していない者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者である場合には、資格審査を保留し、その旨を文書により通知する。

- 5 前項の通知を受けた者は、その容疑について不起訴又は無罪の判決が確定した場合には、その事実を賞する書面を添付してその旨を申し出るものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7条 入札参加資格の有効期間は、次項に規定する基準日から起算して3年間とする。

- 2 基準日は、平成21年10月1日及び同日から3年ごとに到来する年の10月1日とする。
- 3 第1項にかかわらず、基準日以降に資格審査を申請して、入札参加資格を有すると認められた者の当該入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を認められた日から最初に到来する基準日の前日までの期間とする。

(入札参加資格の取消)

第8条 会長は、入札参加資格者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号(第8号及び第10号を除く。)に掲げる条件を満たさないと認められるとき。
 - (2) 資格審査の申請書(第9条及び第10条に規定する変更届及び変更申請書を含む。)若しくはその添付書類に記載した事項が虚偽であることが判明したとき。
 - (3) 経済的若しくは社会的信用を著しく欠くに至ったとき。
- 2 会長は、前項の規定により入札参加資格の取消しをしたときは、その者に対して、その旨を文書により通知するものとする。

(変更届)

第9条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、別に定める変更届を会長に提出するものとする。この場合において、当該変更の事項を証する書類(第8号に掲げる事項については、第3条第9号に規定する許認可等又は届出等について証する書類を含む。)を併せて提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名、個人にあっては、氏名及び商号、屋号、主たる事務所の所在地及び契約を締結する代理人
 - (2) 法人にあっては資本金
 - (3) 法人にあっては法務局に登録している印鑑、個人にあっては在住する市町村に登録している印鑑。
 - (4) 法人にあっては役員
 - (5) 使用印鑑
 - (6) 県観光連盟と取引を行う本店又は支店その他の事業所に関する事項
 - (7) 第2条第9号に規定する許認可等又は届出等
 - (8) 競争入札に参加を希望する営業種目(類似する営業種目について、既に入札参加資格を有しているものに限る。)
- 2 会長は、前項の変更届を受理した場合は、資格者名簿における当該入札参加資格者に係る登載内容を必要に応じ変更するものとする。
 - 3 前2項の規定は、入札参加資格者がその入札参加資格に係る業務種目の営業の休止又は廃止をしようとする場合又は第2条第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合に準用する。

(変更申請)

第10条 入札参加資格者は、次ぎに掲げる事項について変更したい場合には、あらかじめ会長が別に定める申請書を提出し、その審査を受けるものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類その他の審査に必要な書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 第11条に規定する入札参加資格の継承
- (2) 競争入札に参加を希望する営業種目（前条第1項第8号は除く。）
- 2 会長は、前項の審査の結果、変更を認めるときは、その旨を文書により当該変更申請者に通知するとともに、資格者名簿における当該入札参加資格者に係る登載内容を必要に応じて変更するものとする。
- 3 変更を認めない者に対しては、その旨を文書により通知するものとする。

(入札参加資格の承継)

第11条 入札参加資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その承継する営業に対応する競争入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
 - (2) 個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居に家族
 - (3) 個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人
 - (4) 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人
 - (5) その他会長がこれらに類すると認める者
- 2 前項の規定に基づき競争入札参加資格を承継しようとする者は、第10条に規定する変更申請の手続により、その承継について会長の承認を得なければならないものとする。この場合において、当該承継の事実を証する書類を併せて提出しなければならない。

(入札参加の停止)

第12条 会長は、入札参加資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。ただし、入札参加の停止期間中であっても、第3条第1項の規定による申請書等の提出をすることを妨げない。

- 2 会長は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為について適当な是正措置がとられ、かつ、入札の執行、契約の履行又は業務の施行上支障がないと認めるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。
- 3 会長は、前項の規定により入札参加の停止をしたときは、その者に対して、その旨を文書により通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月21日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）に基づく競争入札参加有資格者名簿に登載されている者は、新たに資格審査を受ける必要はなく、第2条に規定する入札参加資格者とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。